相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県加茂市新栄町七番、最後の住所新潟県加茂市新栄町七番二二号　被相続人　亡　若林　久穂

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月四日

事務所新潟県加茂市新栄町一五番三六号　相続財産管理人　司法書士　鈴木　利益

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県富山市清水四八番地一、最後の住所富山市石金一丁目一〇番三号　被相続人　亡　佐伯　久光

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月四日

事務所富山市千石町二丁目九番七号　今村法律事務所　相続財産管理人　弁護士　今村　元

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県金沢市高尾一丁目二〇九番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　八田八重子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月四日

石川県金沢市尾張町一丁目九番一一号尾張町レジデンス二〇四号尾張町法律事務所　相続財産管理人　弁護士　粟田　真人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県大垣市青柳町三丁目三四八番地、最後の住所岐阜県大垣市多芸島四丁目六四番地一くすのき苑　被相続人　亡　清水　信子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月四日

事務所岐阜県海津市南濃町奥条四七〇番地一一　相続財産管理人　野瀬　徳之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県静岡市駿河区丸子芹が谷町一〇番、最後の住所静岡県静岡市駿河区丸子芹が谷町一〇番三三号　被相続人　亡　佐々木一彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月四日

事務所静岡市葵区呉服町一丁目一一四　相続財産管理人　弁護士　増田　英行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市上京区桝形通出町西入二神町一七九番地、最後の住所京都市上京区寺町通今出川上る二丁目西入北横町三四七番地　被相続人　亡　上河原　章

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月四日

事務所京都市中京区御池通間之町東入高宮町二〇六御池ビル四階葵法律事務所　相続財産管理人　弁護士　稲垣　眞咲

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府東大阪市柏田本町八四四番地一三、最後の住所大阪府東大阪市柏田本町四番三五号　被相続人　亡　井上　純一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月四日

大阪市北区西天満四丁目三番一号トモエマリオンビル一〇階　相続財産管理人　弁護士　荒木　健史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県那賀郡三隅町大字岡見一一六六番地、最後の住所島根県那賀郡三隅町大字岡見七二七番地　被相続人　亡　永田チヨノ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月四日

島根県浜田市田町一一三番地三　相続財産管理人　遠藤　公輝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市福島区新家町二丁目一〇五六番地、最後の住所大阪市此花区下福島五丁目二二番地　被相続人　亡　河田　フデ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月四日

事務所岡山市北区幸町八番二九号三井生命岡山ビル二階　相続財産管理人　弁護士　髙谷　敦

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七億三千万円減少することにいたしました。

株主総会の決議は、平成二十六年十月三十日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は下記のとおりです。

平成二十六年十一月四日

新潟県新潟市東区岡山一三〇〇番地　株式会社ニイガタマシンテクノ　代表取締役　山口　久一

第 11 期 決 算 公 告

平成 26 年 11 月 4 日　新潟県新潟市東区岡山1300番地

株式会社ニイガタマシンテクノ

代表取締役　山口　久一

貸借対照表の要旨

（平成26年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	8,740,068	流動負債	7,754,577
固定資産	4,267,133	賞与引当金	42,710
		固定負債	5,242,780
		役員退職慰労引当金	1,400
		負債合計	**12,997,357**
		株主資本	9,844
		資本金	800,000
		資本剰余金	1,500,000
		その他資本剰余金	1,500,000
		利益剰余金	△ 2,290,155
		利益準備金	41,726
		その他利益剰余金	△ 2,331,882
		純資産合計	**9,844**
資産合計	**13,007,202**	**負債・純資産合計**	**13,007,202**

損益計算書の要旨

（自　平成25年４月１日　至　平成26年３月31日）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
売上高	11,534,542	経常損失	658,903
売上原価	10,436,299	特別利益	37
売上総利益	1,098,243	特別損失	2,976,065
販売費及び一般管理費	1,262,379	税引前当期純損失	3,597,698
		法人税、住民税及び事業税	11,083
営業損失	164,136	外国税	665
営業外収益	125,876	法人税等調整額	57,613
営業外費用	620,644	当期純損失	3,667,061